

平成 24 年 2 月 22 日

葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例

保健所生活衛生課

1 趣 旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）が平成 23 年 8 月 30 日に公布され、この法律に基づき墓地、埋葬等に関する法律が改正された。

この法改正により、墓地等の許可に関する権限が東京都から特別区に移譲され、従来、東京都条例で定めていた墓地等の許可基準や管理基準について、新たに葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（以下「葛飾区墓地条例」という。）を制定し、定める必要が生じたもの。

2 区としての考え方

高齢化社会に伴い、今後墓地の必要性が生じている反面、墓地等の許可に際しては、建設反対運動など住民感情が高まっている。そのような状況の下、墓地許可に際しての墓地経営者と墓地建設予定地の周辺住民とのあつれきを減らすため、東京都墓地条例を基本に必要な事項を加え、葛飾区墓地条例を制定する。

3 東京都墓地条例と葛飾区墓地条例案との相違点

従来、東京都墓地条例で東京都全域の基準を定めていたものを、葛飾区内の基準にするために、次のような改正を行う。

	東京都墓地条例	葛飾区墓地条例案
宗教法人の要件	都内又は墓地等を経営しようとする市区町村に隣接する都外の市町村（葛飾区の場合、松戸市、三郷市、八潮市）に事務所をもつ宗教法人	葛飾区内又は葛飾区に隣接する区（足立区、墨田区、江戸川区）に事務所があり、5 年間の活動実績がある宗教法人
墓地の説明会等の対象	墓地等に隣接している土地所有者や居住者等（隣接住民等）を対象とすること。	隣接住民等及び葛飾区規則で定める範囲の周辺住民を対象とすること。
墓地の構造設備の基準	墓地の出入口に関する規定なし。	墓地の出入口は公道または境内地に接していること。
	緩衝帯に対する規定なし。	隣地と墳墓を設ける区域との境界に緩衝帯（緑地帯等）を設けること。

納骨堂の構造設備の基準	外部からの見通しについての規定なし。	納骨設備が外部から見通せない構造であること。
	ごみ集積場所、便所に関する規定なし。	ごみ集積場所、便所を設けること。
	駐車場の規定なし。	駐車場を設けること。
管理者の講ずべき措置	緑地の管理について規定なし。	緑地の適正管理をすること。

4 施行期日

平成24年4月1日

5 周知方法

条例制定後、速やかに墓地を経営する宗教法人に対し周知するとともに、制定内容について葛飾区ホームページに掲載する。